

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十七年十月三十日から同年十一月十二日までの間縦覧に供します。

平成二十七年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
南 忠宏	五條市久留野町一一六 四番地	五條市久留野町一二二番ほか十 二筆	
本田 准一郎	大和郡山市高田町一五 ○番地一 東田ハイツ 一〇五号	大和郡山市下三橋町七七番一ほ か一筆	

二 申請年月日

平成二十七年十月二十三日